

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

一 スポーツ振興投票の収益から所要の財源を確保するための措置 (附則第八条の四関係)

1 平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の百分の五から百分の十に変更すること。

2 平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から四分の一に相当する金額に変更すること。

二 都道府県の負担制度の創設 (附則第八条の十関係)

1 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするため

に独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の三分の一以内を負担することとする。

2 当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとする。同時に、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いたうえで、文部科学大臣が裁定することとする。

第二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から八分の三に相当する金額に変更すること。
(附則第四項関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。